

西郷村告示第12号

平成23年第1回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成23年2月25日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成23年3月4日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

応招不応招議員

・ 応招議員（18名）

1番	佐藤厚潮君	2番	岩科弘純君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	森健一君	14番	後藤功君	15番	大石雪雄君
16番	室井清男君	17番	鈴木宏始君	18番	高木信嘉君

・ 不応招議員（なし）

平成23年第1回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成23年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 西郷村児童遊び場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 土地取得の変更について
- 日程第 9 議案第 7号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 8号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
- 日程第11 議案第 9号 平成23年度西郷村一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成23年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成23年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成23年度西郷村土地造成事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成23年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成23年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成23年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成23年度西郷村介護サービス事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成23年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成23年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成23年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成22年度西郷村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第21号 平成22年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第22号 平成22年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 平成22年度西郷村老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号 平成22年度西郷村土地造成事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第27 議案第25号 平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第28 議案第26号 平成22年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第29 議案第27号 平成22年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第30 議案第28号 平成22年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第31 議案第29号 平成22年度西郷村水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第32 議案第30号 平成22年度西郷村工業用水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第33 報告第1号 専決処分の報告について (専決第1号)

・出席議員（18名）

1番 佐藤厚潮君	2番 岩科弘純君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 森健一君	14番 後藤功君	15番 大石雪雄君
16番 室井清男君	17番 鈴木宏始君	18番 高木信嘉君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	秋田勝雄君	税務課長	大平一美君
参事兼 住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課主幹	藤田雄二君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	金田昭二君	参事兼 上下水道課長	近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長	真船秀典君	生涯学習課長	須藤清一君

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回西郷村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

はじめに、全国町村議会議長会より送付されました「地方議会議員年金制度見直しについて」の総務省対応方針について報告、先月までの、議長行動表、例月出納検査結果報告書、定期監査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書、平成22年第4回西郷村議会定例会会議録並びに平成22年第1回西郷村議会臨時会会議録を、それぞれお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告ですが、本日、正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました請願3件、陳情1件につきましては、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長並びに各担当課長が出席をしております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木信嘉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、2番岩科弘純君、7番秋山和男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高木信嘉君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、3月2日に開催しました議会運営委員会において、お手元に配付した日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より3月16日までの13日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月16日までの13日間と決定しました。

◎議案の上程（議案第1号～第30号、報告第1号）

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3、議案第1号より日程第33、報告第1号までの議案30件、報告1件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長（高木信嘉君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成23年西郷村議会第1回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと所信を申し上げます。

昨年、議員各位並びに村民の皆様のご信任をいただき、新たな4年間のスタートを切ることができました。皆様におかれましては、貴重なご意見、またご支援、ご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

本年も村民福祉の向上、村勢伸展に渾身の力を注いでまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

リーマンショック以降、日本経済の落ち込みは大きく、デフレ、円高、中国の台頭、更には、ここにきて中東の混乱が原油価格、石油製品の値上がり始めております。景気回復が遅れていた地方には、厳しい状況がなお続くことも予想され、企業業績、雇用への影響が懸念される所ありますが、国、県の施策とともに各種事業を実施し、目指す、ふるさとに活力と笑顔をの実現に取り組んでまいります。短期的には、緊急雇用対策事業や公共事業などを継続し、長期的には、企業誘致や既存企業の拡張などを引き続き働きかけてまいります。また、一昨年来、政権交代により大きな政策転換やマニフェスト、財源問題など、依然として流動的などころがございますので、これら状況の把握に努め、村政執行に当たってまいります。

こうした状況を踏まえ、平成23年度に臨むに当たり、私は昨年、「さわやかな高原公園都市にしごう」を目指して、村民の皆様、西郷村の未来へ5つの公約を掲げました。この新年度の施策として、まず1つ目として、自然と調和した快適な村づくりにつきましても、安全、安心なふるさとへ道路等の整備、消防防災について、駅前西線の国道289号交差点前の歩道整備、右折レーン設置は現在進めており、ほぼ完了いたしますので、新年度は重量制限をしております新田橋の架け替えに着手、橋梁下部工事を行います。また、折口原一ノ又線の改良舗装歩道設置、高助追原四ッ門線の整備などのほか、平成24年度からの防衛省補助事業の内諾を得たことにより、雪割橋架け替えの基礎調査を進めます。各行政区から要望が出ている道路、歩道、水路等につきましても、小規模道水路整備事業で対応してまいります。また、防犯灯につきましても、順次LED化を進め、消防車の更新など、消防施設の整備も計画的に順次進めてまいります。

2番目に、水環境の保全として上下水道の整備であります。新年度は東高山地内の下水道管渠を布設する予定であります。

3番目に、ごみの減量化とリサイクルの推進、バイオマスタウンの実現についてであります。ごみの分別収集、リサイクルは定着してきております。今年4月からは

給食センターに設置いたしました生ごみ処理機が稼動いたしますので、実験的な部分も考慮し、バイオマスタウンの布石といたします。

4番目に、高度情報化社会の利用体系の整備であります。既に光ケーブルの全村布設は完了しており、情報環境は大きく変わったものと考えておりますが、今年7月からはテレビ放送が完全デジタル化されます。難視聴区域については、川谷地区への中継局の設置、またBS放送による対応を行ってまいります。

5番目に、公園等の整備であります。新白河駅前西口広場の拡張に伴い、23年度では道南西公園の再整備を行い、遊具等を配置する予定であります。また、去る2月28日には、新幹線、在来線構内及び高原口に設置したエレベーターの設置記念式典が行われ、稼動しております。駅前広場につきましては、計画に従い引き続き整備を進めてまいります。

6番目に、環境保全、案内標識の整備、文化財保護であります。日光国立公園内の案内看板の設置や、下刈り、また文化財保護につきましては、防火訓練などを引き続き行ってまいります。

2つ目に、希望を持ち安心して暮らせる村づくりであります。子どもと関わりと関わる、見守る、育む生きがいがづくりの推進であります。厳しい経済、雇用情勢、また生活スタイルの変化などを受けて、保育園、幼稚園、児童クラブ、放課後児童クラブなどの利用者は増加の傾向にあります。また、子育て支援に関しましては、国も重点的に施策を打っておりますので、あるべき親子関係なども踏まえ、村は村として施策を対応してまいります。

2番目に、食育と村のシンボルスポーツ、健康ウォーキングの拡大など、健康づくりであります。マクロビ給食が軌道に乗っており、小中学生等への食育を進めるとともに、本村のシンボルスポーツであるウォーキングも定着しつつあります。また、昨年8月に実施いたしましたNHKのラジオ体操の全国放送を機に、今後ラジオ体操の普及も図り、村民の健康づくりを進めてまいります。

3つ目として、安心できる地域医療体制の整備であります。日本のどの地域においても医師や看護師の不足が問題化する中、この地域においては、白河厚生病院が緊急搬送、二次医療の核でもありますので、各種負担金などにより支出を行います。また、新年度からは中学1年生から高校1年生を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、2か月から4歳までを対象としたHIBワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を新たに1割自己負担で実施いたします。医療制度の充実には、今後も努めてまいります。

4番目には、不妊治療制度の充実であります。少子化対策として不妊治療費用の一部を助成いたします。1回の治療につき15万円、年2回、5か年を限度として実施いたします。

5番目に、太陽の国や村社会福祉協議会との連携による高齢者福祉の充実であります。要支援、要介護にならないための予防事業、一人暮らしの高齢者への支援を続けるとともに、新年度からは地域包括支援センターの業務を、より専門性の高い社会

福祉協議会へ委託し、更なる高齢者施策の向上を行います。

6番目に、介護保険制度の確立と生涯福祉の充実であります。国、県の動向を見ながら、また広域圏での対応も含めて適切に対応して実施してまいります。

3つ目に、自立と調和の人づくりであります。1番目に、22年度から継続する西郷第一中学校の屋内運動場の整備を新年度で完成させ、順次周辺の整備を行います。また、学校の耐震化につきましては、ほぼ完了しており、川谷小中学校の体育館が残っておりますので、順次整備をしてまいります。

2番目に、家庭、学校、地域、社会の連携による教育力の向上についてであります。県においても学力向上は重要課題として掲げており、本村も独自に調査を行い、学力の実態把握を行っております。その結果や、本村独自の学校教育推進員制度により、教育力の向上を図るとともに、家庭と学校の役割分担を踏まえながら、地域が一体となって教育力を高めるよう努力してまいります。また、新年度におきましては、特別教育の充実を図るため、小学校への情緒障害学級、弱視学級の新設を行います。

3番目に、西郷村子ども宣言の実践など、心豊かになる教育の推進につきましては、社会全体が心理的荒廃の傾向にある中、子どもの情操豊かで健全な育成には、大変重要な課題でもあります。新年度におきましては、文化センターの図書室をより利用しやすくするための改築を行い、また、本村にふさわしい図書館整備の検討を行います。また、スポーツ、文化などを含め、豊かな情操を生み出す教育の推進に学校、スポーツ少年団などの支援を行ってまいります。

4番目に、経済情勢などの理由から、志を持ちながらも進学できない生徒に対し、奨学金制度の検討を行います。

5番目に、国際化、情報化教育の推進であります。中学生海外派遣を継続し、またコンピュータを有効に利用し、情報化、国際化を進めていきます。

6番目に、芸術文化活動の継承と実践のため、公民館活動の充実と伝統文化の保存育成についてであります。文化協会加盟の団体への補助、施設利用などの支援を引き続き行い、文化祭、総合美術展、青少年交流推進事業などの開催への支援、地域での盆踊りなどの支援を行っていきます。また、上野原農民研修センターにつきましては、耐震診断結果に基づき、今後の方向性を検討するとともに、米地区体育館の耐震補強工事の実施を計画してまいります。

7番目に、那須甲子青少年自然の家や関係機関との連携による体験学習の充実につきましては、保育園のお泊まり保育、小学5年生を主としたセカンドスクール、小学6年生の合同宿泊体験、自然景観を活用した体験学習、生涯学習事業などで那須甲子青少年自然を利用し、体験学習を行ってまいります。

8番目に、生涯スポーツ、競技スポーツ振興のため、各種団体の連携によるスポーツ教室や大会の開催、指導者の育成につきましては、従来から各種大会の見直しなどを行いながら、スポーツ団体の育成、生涯スポーツ、競技スポーツの振興を図ってまいります。

4つ目に、豊かさを実感できる活力ある村づくりであります。冒頭申し上げまし

たとおり、経済はなお厳しい状況が続いておりますので、1つとして、1番目に、県内の有効求人倍率が0.5まで回復したとの報道もございましたが、なお厳しい状況を脱しておりませんので、緊急雇用対策事業を継続いたします。現在、役場での直接雇用は事務補助、単純作業などで雇用を行い、また職業訓練の要素を取り入れた委託事業なども実施しておりますが、引き続き直接雇用、重点分野雇用創出事業などを行い、また就職活動の支援を行ってまいります。

2番目に、エコファーマー、有機野菜、土作りの取り組みであります。現在、山下地区などで米などの有機栽培が行われており、直売なども行っておりますが、有機栽培や特別栽培など、環境に配慮した農業への助成を実施し、農業者、担い手の育成を図ってまいります。

3番目に、地産地消の推進と地場産業の育成について、野菜など地元の食材はマクロビ給食などの使われており、また、キョロロン村での直売も実施しておりますが、大豆、そばなど、国からの助成額の少ない振興作物農家への上乗せ補助などを行い、引き続き地産地消を推進するとともに、地場産業の育成に努めてまいります。

4番目に、広域観光の推進であります。甲子の拠点性を高めるために、新年度においては雪割橋周辺の駐車場の整備を行い、大型バスの利用の利便性を図るほか、きびたきの森トレッキングコースや遊歩道の起点となる旧花月荘の跡地整備のための測量、また新甲子遊歩道、西の郷遊歩道の再整備などを行い、従来より実施してきたイベントを引き続き継続実施してまいります。

5番目に、企業活動の支援、企業誘致、産業の顔づくりにつきまして、現在、長久保工業団地の工業用水使用料金の減免措置を行っておりますが、まだ、立地には至っておりませんので、更に申請により減免措置を延長してまいります。企業誘致につきましては、引き続き国、県との連携により進めてまいります。

6番目に、商工業の組織強化と雇用対策、勤労者支援についてであります。経営改善普及事業の充実強化、財政基盤の確立のため、商工会への補助を行うとともに、中小企業合理化資金融資及び保証料利子補給事業などを進め、勤労者への支援を進めてまいります。

7番目に、農業生産基盤の確立についてであります。大規模なほ場整備は、熊倉地区の終了をもって完了いたしました。新年度は、中島地区の水路の整備などのほか、水田農業構造改革対策推進事業、水田利活用推進事業として平成23年度から本格的に実施される米戸別所得補償事業への水稻農家の加入促進を進め、農協との連携を図り、営農組織の強化を図ってまいります。

8番目に、畜産振興への取り組みにつきましては、国内外での口蹄疫、鳥インフルエンザ等の流行が見られますので、家畜保健所との連携により防疫体制を推進するとともに、飼料の高騰に対してはホールクロップサイレージなどの普及を図ってまいります。

5つ目として、ふれあいのある協働の村づくりであります。行政は住民の声を受け進めるものでございます。それが地方自治の本旨でもありますので、新年度におい

ては行政座談会など、村民の声を重視した協働の村づくりにつきましては、引き続き行政区からの要望により座談会を実施してまいります。

2番目に、行政産業懇話会の充実につきましては、地元企業等、あるいは本社との懇話会は折に触れて機会をつくり、情報交換等を行っておりますが、経済活動に限らず、様々な行政への意見、要望等につきましても伺い、住民生活の向上に取り組んでまいります。

3番目に、村民祭の実現、東京西郷会の設立への取り組み、ふれあいと情報交換の機会の創出についてでございますが、村民祭を実施したいという住民の声もございます。新年度では、住民協働等も考慮し、実現に向けた検討を行ってまいりたいと思っております。また、東京西郷会の設立につきましては、昨年、東京福島県人会の60周年記念式典があり、西郷はまだ設立に至っておりませんので、この設立に向けて取り組んでまいります。

4番目に、行財政改革の推進、分権社会への対応についてであります。現在、平成23年度からの5か年を期間として、第五次行政改革大綱の案を策定したところであり、計画に沿った改革を進めます。また、分権型社会への対応につきましては、国、県の動向を見ながら対応してまいります。

7番目に、職員の意識改革、総合窓口の充実につきましては、研修等を通じ職員のレベルアップに努めてまいります。また、総合窓口につきましては、庁舎スペースの問題もございしますが、庁舎機能の整備も検討し、この対策に当たってまいりたいと思っております。

以上、平成23年度の行政執行の大要についてご説明を申し上げましたが、このほかにも課題、対応しなければならない案件は山積しております。議員各位、住民の皆様のご意見、ご指導を仰ぎながら、その解決、西郷村の発展に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案の大要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ほか、条例の改正が4件、土地の取得の変更についての議案が1件、指定管理者の指定についての議案が1件、白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についての議案が1件、平成23年度の当初予算関係の議案が11件、平成22年度補正関係の議案が11件、合計30件の議案と1件の報告でございます。

まず、議案第1号の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例に基づいて報酬を支給される職の区分、支給方法等につきまして用語を見直し、報酬支給事務の適正な執行を図るため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第3号「教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正

する条例」であります。特別職の給料の減額期間を延長するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。福島県人事委員会の勧告により、月60時間の超過勤務時間を積算基礎に日曜日等を含めること、その他短時間勤務職員にかかる規定を整理するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第5号「西郷村児童遊び場設置条例の一部を改正する条例」であります。平成22年度事業、県道増見小田倉線交差点改良事業による原中消防屯所の移設に伴い上野原児童遊び場を移設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号「土地の取得の変更について」であります。平成15年9月22日に契約した経営体育成基盤整備事業熊倉地区の村道事業用地取得について、当初、理論標高により面積を算定しておりましたが、工事完成後の確定測量結果により変更が生じたため、変更の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第7号「指定管理者の指定について」であります。各地区の集会施設の指定管理が今年3月をもって期限となるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、再度行政区の区長等を指定管理者として指定するため議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第8号「白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について」であります。共同処理する事務の一部の廃止に伴う白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について協議がありましたので、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第9号「平成23年度西郷村一般会計予算」についてご説明を申し上げます。平成23年度の西郷村一般会計予算は、歳入歳出総額75億2,000万円で、対前年度比2.6%の減、額にして2億100万円の減となりました。

はじめに、歳入予算についてご説明申し上げます。まず、村税についてであります。平成22年度後半から一部の業種において若干ではありますが、持ち直しの兆しが見え始めてまいりました。これらのことから、平成23年度の法人村民税額は対前年度比27.9%増の7億9,715万円を計上いたしました。しかし、個人村民税につきましては、依然として不況による就労環境の悪化が続いており、個人の給与所得が思うように伸びていないことなどから、対前年度比11.2%減の6億5,537万2,000円としております。次に、固定資産税であります。償却資産において設備投資による新たな課税客体の増加を見込める状況となったため、固定資産税総額で対前年度比6.2%増、額にして1億3,203万円の増としたものであります。また、軽自動車税、入湯税などにつきましては、ほぼ前年度並みの収入予測といたしましたが、村たばこ税につきましては、昨年10月のたばこ税法の改正により消費が落ち込んだ影響などから、対前年度比で5,355万2,000円の減額といたしました。こうした要因により村税では総額で38億6,383万7,000円の予算計上といたし

ました。対前年度比、額で1億7,408万2,000円、率で4.7%の増となっております。次に、地方交付税についてであります。平成22年度に6年ぶりに交付団体へと移行いたしました。それと同時に普通交付税の交付基準が変更され、従来交付されていた分の地方交付税の一定割合を臨時財政対策債に振り替えるという制度改正も行われました。これは、交付団体へ移行したものを依然として財政力指数が高い本村のような自治体の平準化をしようとするものであり、平成23年度は更に制度が改正され、交付基準額が下がることが予想されております。これらのことから、平成23年度の普通交付税につきましては、3億5,000万円の予算計上としております。次に、国庫支出金につきましては、総額で7億7,862万1,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、国庫負担金で自立支援給付事業国庫負担金により9,453万4,000円、子ども手当負担金に3億5,032万7,000円、また、国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として、1億6,279万5,000円、学校施設環境改善交付金に5,175万3,000円を計上しております。次に、県支出金についてであります。対前年度比1,436万6,000円の減、5億942万8,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、県負担金では、子ども手当負担金に4,255万9,000円、県補助金では、老人福祉費補助金として、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金補助金など5,374万5,000円を計上し、再生可能エネルギー導入推進市町村等支援事業補助金として200万円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金として1,407万4,000円を計上いたしました。更に、平成22年度に引き続き緊急雇用対策事業費の補助金として1億733万4,000円を計上したところでございます。次に、繰入金につきましては、教育施設整備基金繰入金は、西郷第一中学校屋内運動場関連事業へ充当するため1億5,550万円を、公共施設整備基金繰入金は生活関連予算としての小規模水路整備事業費等に3,000万円を計上するものであります。また、中学3年生までの医療費無料化に要する経費に充当するため、子育て基金繰入金につきましても2,000万円を計上いたしております。これら基金繰入金を主なものといたしまして繰入金総額で2億1,109万4,000円を計上しております。次に、諸収入についてであります。テレビ放送難視聴対策事業貸付金回収金4,566万7,000円を主な内容として、前年度比3,289万5,000円の増、総額で1億7,768万円を計上いたしました。次に、村債であります。地方道路等整備事業やまちづくり交付金事業、学校教育施設等整備事業などで、事業費充当財源として2億2,670万円を計上いたします。また、臨時財政対策債の人口基礎分として、従来からの普通交付税間の振り替え相当額1億5,000万円を、更に財源不足額基礎分として5億4,600万円を計上するものであり、総額で9億2,270万円の予算計上となりました。

次に、平成23年度の歳出予算の特徴点につきまして、ご説明申し上げます。まず、義務的経費について申し上げます。平成23年度につきましては31億1,468万9,000円で、対前年度比2.3%の増、額にして7,133万5,000円の増となりました。主なものは、扶助費では子ども手当費として4億3,544万8,000円、

特定不妊治療費助成事業に150万円、中学生までの医療費無料化に対応するための乳幼児児童医療費助成費に9,118万1,000円を計上します。また、人件費では、共済組合負担金負担率の改定等により6,410万3,000円が増額となっております。次に、投資的経費についてであります。対前年度比で5,165万4,000円の減額とし、総額で13億4,064万4,000円といたしました。厳しい財政運営ではありますが、景気浮揚的な側面と事業効果の早期実現などを考慮し、予算計上したところでございます。主なものは、まちづくりや道路整備などの交付金である社会資本整備総合交付金事業費として3億4,473万2,000円、西郷第一中学校施設整備費を主な内容として、中学校施設整備費に4億4,490万8,000円、更に林道改良事業費として3,566万5,000円、更に太陽光発電システム設置補助金として480万円、小規模道水路整備事業費に9,050万円、カーブミラー、街路灯整備など交通安全施設として494万9,000円の計上をしたところでございます。次に、補助費や物件費など、その他の経費についてでございますが、その他の経費総額では対前年度比で6.7%の減、額にして2億2,068万1,000円の減額といたしました。個々の内容で特徴的なものについては、減額要因の主なものといたしまして、補助費で水道事業会計負担金等の減額などにより、対前年度比1億3,788万5,000円の減といたしました。また、物件費では、委託料などの見直しにより、対前年度比8,003万4,000円の減といたしました。物件費の主な内容といたしましては、みずほ保育園施設運営費として1億714万3,000円、子宮頸がん、HIBワクチン等の予防接種のため、予防費として5,502万3,000円を計上いたしました。また、依然として失業率は高い状況にあり、加えて高校、あるいは大学等の新卒者の就職内定率が低い状況から、22年度に引き続き緊急雇用対策事業として1億2,494万3,000円を計上しているところでございます。更に貸付金といたしましては、テレビ放送難視聴対策事業貸付金で4,566万7,000円を計上いたしました。これらにより、その他の経費総額では30億6,466万7,000円としたところでございます。

次に、議案第10号から議案第17号までの各特別会計予算並びに議案第18号、19号の企業会計予算につきましては、それぞれの事業目的達成のための予算としたところでございます。

続きまして、議案第20号「平成22年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。今回の補正予算は、数次の補正を経て最終補正であります。歳入歳出それぞれ2億6,555万3,000円を減額補正し、歳入歳出総額76億1,444万3,000円とするものでございます。まず、歳入補正の主なものについて申し上げます。村税につきましては、総額で6,104万8,000円を増額し、37億3,395万2,000円といたしました。法人村民税で5,055万4,000円を増額するものでございます。地方譲与税は、自動車重量譲与税を主なものとして2,802万7,000円を減額補正し、総額1億2,237万1,000円といたしました。次に、地方交付税につきましては、特別地方交付税5,790万円

を増額し、総額5億8,345万2,000円といたしました。次に、国庫県支出金につきましても、各補助事業費の確定を受け、それぞれ補助金の増額補正を行っております。また、景気浮揚策として新規に交付決定を受けましたもの、更には変更となったもの等の補正を含め、国庫県支出金総体で9,200万6,000円の減額補正とし、総額で11億9,722万6,000円とするものでございます。主なものは、子ども手当国庫負担金といたしまして5,662万8,000円、自立支援給付事業国庫負担金として1,165万6,000円、福島県緊急雇用創出基金事業費として2,425万円をそれぞれ減額補正するものでございます。また、「きめ細かな交付金」、「住民生活に光を注ぐ交付金」として2,004万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。はじめに、増額補正となった事業費のうち主なものについてであります。民生費では消防ポンプ自動車購入事業費で1,768万4,000円、教育費では、スクールバス購入費で1,491万円、文化センター改修工事費として1,699万1,000円、また、土地開発基金からの買い戻しを行うために土地購入費として総額5,391万7,000円を計上いたしました。また、次に減額補正となった事業費のうち、主なものについてご説明を申し上げます。総務費では、緊急雇用対策事業費で1,710万6,000円、民生費のうち社会福祉費では、自立支援給付事業費で1,646万6,000円、児童福祉費では、児童医療費助成費で1,738万9,000円、子ども手当費で6,699万9,000円、教育費では、西郷第一中学校の屋内運動場改築工事費の確定等により、7,447万5,000円の減額補正としたところでございます。

次に、第2表繰越明許費についてであります。昨年度以降、国の景気浮揚策により各補助金や交付金など臨時財源の交付が相次いでおります。本村でも、地域活性化のための各種補助交付金を積極的に受け入れ、公共事業費の拡大を図ってきたところでありますが、これら臨時に交付される財源は国の補正予算を経て交付決定されるもので、事務手続き上どうしても決定時期が遅れる実情であります。その後、各自治体での予算という手続きもありまして、結果として十分な工期が取れない事情が発生いたします。今回補正いたします第2表繰越明許費に列挙いたしました9事業につきましては、これらの事情によるものでございますので、総額で1億1,897万2,000円とするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正では、それぞれ追加変更の補正を行うものでございます。

次に、議案第21号から議案第30号までの各特別会計補正予算並びに企業会計補正予算につきましては、それぞれ事業目的を達成すべく所用の補正を行うものでございます。

最後に、報告第1号「専決処分の報告について」でございますが、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分をいたしましたので、地方自治法第108条第2項の規定により報告を行

うものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、ご審議のうえ、ご承認、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第1号から議案第4号に対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第5号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第6号に対する細部説明を求めます。建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き、細部説明を続行します。

総務課長より議案書の訂正の申し出がありましたので、これを許します。総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 議案書の訂正についてお願い申し上げます。

議案第25号で、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）となっておりますが、これは（第4号）に訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） ただいまの訂正に伴いまして、議会事務局長より訂正の申し出がありましたので、これを許します。議会事務局長。

○議会事務局長（水野由次君） 本日の議事日程表の訂正を申し上げます。

ただいまの議案書の訂正に伴いまして、本日の議事日程第27、更には先ほど朗読いたしました議案第25号「平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は「（第4号）」となりますので、ご訂正させていただきます。

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第7号に対する細部説明を求めます。生涯学習課長。（生涯学習課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第8号、第9号に対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第10号に対する細部説明を求めます。住民生活課長。

- (住民生活課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第11号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第12号に対する細部説明を求めます。建設課長。
(建設課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第13号、第14号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第15号、第16号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。
(健康推進課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第17号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第18号、第19号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第20号に対する細部説明を求めます。総務課長。
(総務課長、議案書により細部説明)
- ◎休議の宣告
- 議長（高木信嘉君） これより午後1時まで休憩いたします。
(午後0時01分)
- ◎再開の宣告
- 議長（高木信嘉君） 再開いたします。
(午後1時00分)
- 議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き、細部説明を続行いたします。
議案第21号に対する細部説明を求めます。住民生活課長。
(住民生活課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第22号、第23号に対する細部説明を求めます。
福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第24号に対する細部説明を求めます。建設課長。
(建設課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第25号、第26号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第27号、第28号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。
(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第29号、第30号に対する細部説明を求めます。
上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 続いて、報告第1号に対する細部説明を求めます。総務課長。
（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高木信嘉君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月7日より3月9日までの3日間は予算説明会となっておりますので、出席願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時23分）